

## 地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会について

### 1 評価委員会とは

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき設置を義務付けられた市長の附属機関です。

### 2 評価委員会の所掌事務（主なもの）

- (1) 市長による中期目標の策定・変更の際の意見聴取（法第25条第3項）
- (2) 中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間における業務の実績に係る市長による評価の際の意見聴取（法第28条第4項）
- (3) 当該事業年度における業務の実績などに係る市長による評価の際の意見聴取（地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会条例（以下「条例」という。）第2条）
- (4) 市長による中期計画の認可の際の意見聴取（条例第2条）

など

### 3 令和元年度第1回評価委員会の目的・役割

#### (1) 第3期中期目標（案）に係る意見聴取

市長が地方独立行政法人府中市病院機構（以下「病院機構」という。）に指示する中期目標を定めるにあたり、評価委員会に意見を求める必要があります。

【中期目標に定めるべき内容】

- ① 中期目標の期間
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

#### (2) 平成30年度業務実績評価（案）に係る意見聴取

病院機構から提出された平成30年度事業報告について、市長が業務実績を評価するにあたり、評価委員会に意見を求める必要があります。